

質問回答

2016年9月7日

「案件名:エジプト国大エジプト博物館開館支援合同修復プロジェクト」

(公示日:2016年8月24日/公示番号:160584)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答												
1	案件名・プロジェクト名 公示書(P3)、業務指示書(P1、P12) RD 署名版(APPENDIX 1_RD案)	次の2つの名称が使用されていますが、正式名称のご確認をお願いします。 ・大エジプト博物館開館支援合同修復プロジェクト ・大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト ※RD 署名版(APPENDIX 1, P1)は英文ですが、次の通りとなっています。 The Grand Egyptian Museum Joint Conservation Project	プロジェクトの正式名称は、「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」になります。 ただし、プロポーザルを提出する際の案件名は、「エジプト国大エジプト博物館開館支援合同修復プロジェクト」としご提出ください。												
2	業務従事者の構成(案) 業務指示書(P23)	業務指示書記載の内容とRD署名版(APPENDIX 1, P5)の記載に次の様な相違がありますが、ご確認をお願いします。	業務指示書はRD合意事項を損なわない範囲で、JICAにて各種制約条件等を踏まえて修正したものになります。それゆえ、業務指示書の内容を正としてご参照ください。 Collection Management(収集管理)及びMonitoring(モニタリング)は、1名の独立した専門家分野ではなく、他分野で兼務できると考えています。もし、独立させることが望ましいと判断される場合は、プロポーザルにてご提案ください。「広報」は、今回のプロジェクト(国宝級の文化財(本物)を日本人専門家の技術により修復するという点)をエジプト及び日本に対して効果的な広												
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業務指示書</th> <th style="text-align: center;">RD署名版</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保存修復計画</td> <td>Technical Chief Advisor / Conservation</td> </tr> <tr> <td>(該当する業務従事者なし)</td> <td>Collection Management</td> </tr> <tr> <td>(該当する業務従事者なし)</td> <td>Monitoring</td> </tr> <tr> <td>広報</td> <td>(該当する業務従事者なし)</td> </tr> <tr> <td>技術補佐</td> <td>(該当する業務従事者なし)</td> </tr> </tbody> </table>	業務指示書	RD署名版	保存修復計画	Technical Chief Advisor / Conservation	(該当する業務従事者なし)	Collection Management	(該当する業務従事者なし)	Monitoring	広報	(該当する業務従事者なし)	技術補佐	(該当する業務従事者なし)	
業務指示書	RD署名版														
保存修復計画	Technical Chief Advisor / Conservation														
(該当する業務従事者なし)	Collection Management														
(該当する業務従事者なし)	Monitoring														
広報	(該当する業務従事者なし)														
技術補佐	(該当する業務従事者なし)														

			<p>報を行うために、独立して配置しました。(なお、通番号 3 により、団員名称を「広報/メディア」に統一します。)</p> <p>「技術補佐」は、保存・修復を行う専門家グループ(染織品、木材、壁画・石材)の各専門家の下で、技術的な補助を行う人員(1 名)を想定しており、業務運営上の弾力性・柔軟性を確保するものです。</p>
3	<p>広報関係の業務従事者 業務指示書(P17)、業務指示書(P23)</p>	<p>P17 では、「広報/メディア」団員を業務従事者に含めることを推奨するという記載がある一方、P23 の業務従事者の構成(案)では、「広報」のみとなっています。この点の解釈につき、ご説明戴きたく、よろしく申し上げます。</p>	<p>P23 の業務従事者の構成⑫「広報」の団員名称を「広報/メディア」に変更します。</p>
4	<p>業務従事者の構成(案): ⑫技術補佐 業務指示書(P23)</p>	<p>RD に該当の専門家の派遣の記載がなく、また、業務指示書からも、「技術補佐」に期待されている業務内容が読み取れないのですが、想定される業務内容につきまして、ご確認をお願いします。</p>	<p>上記の「通番号 2」の回答のとおり。</p>
5	<p>観光に係る海外での業務経験を有する専任技術者 公示書(P3)、業務指示書(P23)</p>	<p>公示書で、「配置できること」という記述と、業務指示書にある「業務従事者の構成(案)」に観光の「専任技術者」が含まれておりませんが、別途、要請があった場合に対応すれば良いと解釈しますが、ご確認をお願いします。</p> <p>尚、これは要望ですが、専任技術者の配置が必要な場合は、その業務内容につきまして仕様を教えてください。</p>	<p>ここでいう「観光」とは、観光セクターにおける協力業務を広く捉えていただいて結構です。本技術協力プロジェクトで扱う「文化遺産の保存修復」なども含まれます。</p> <p>なお、担当分野を「観光」とする業務従事者の配置は不要です。</p>

6	<p>5. 実施方針及び留意事項 (13)広報 広報にかかる予算: 上限 1000 万円 業務指示書(P17)</p>	<p>6-1: 上限: 1000 万円は、広報についての業務仕様書記載の業務内容(①②③④⑤)に係る必要経費でしょうか? それとも、③の映像資料の作成費ということでしょうか? ご確認をお願いします。</p> <p>「観光」という観点で考えると、世界にアピールできる内容の映像資料の制作をするのであれば、1000 万円の予算は③の作成に全額費やしたとしても、充分かどうか懸念がありますので、質問する次第です</p> <p>6-2: 広報資料(映像を含む)作成は専門家が制作監理を実施しますが印刷、Web、映像作成業務の外注が可能かご確認をお願いします</p> <p>6-3: 上限 1000 万円は、資料作成費に一括計上して、よろしいでしょうか?</p>	<p>6-1: ①②③④⑤に係る経費として上限額 1000 万円を見込んでいます。発注側においては、① JICAHP を通じた情報発信、⑤写真、映像の撮影はそれほど費用がかからず、②、③、④の部分が大きいものと見込んでいます。 どのように配分するのは、プロポーザルでご提案願います。</p> <p>6-2: 印刷、Web、映像作成作業は外注可能です。上限 1000 万円の範囲内で、必要な経費を本見積もりに含めて下さい。</p> <p>6-3: 活動の内容に応じて、適切な費目にて計上願います。最終的な振り分けは、契約交渉時に両者で決定することになります。</p>
7	<p>5. 実施方針及び留意事項 (13)広報 ③映像資料の作成 業務指示書(P17-18)</p>	<p>7-1: プロジェクト期間が終わる 3 か月前に作成し、提出することと記載されていますが、当該映像資料は、大エジプト博物館開館時に不可欠な資料と考えます。特に、観光という面では、開館時の最も魅力ある展示物のひとつになり得ると考えます。ご検討・ご確認をお願いします。</p> <p>7-2: 作成した映像資料の放映手続き及び放映</p>	<p>7-1: 効果的な広報という観点から、映像資料の作成時期については、適切な時期をプロポーザルにてご提案願います。</p> <p>7-2: 放映等、映像資料の活用策も含めてプロポ</p>

		料支払い等は費用負担を含め、著作権等の関係から、JICA が行うものと理解します。ご確認をお願いします。	一ザルにてご提案ください。
8	5. 実施方針及び留意事項 (8) 対象遺物の移送経費 業務指示書(P15)	移送経費合計金額:893,800 ポンドを見積もりに計上する場合、円換算した円貨金額については、業務指示書にある「2016年6月のJICA統制レート」を使用するものと了解します。ご確認をお願いします。	「対象遺物の移送費」として、本見積の一般業務費の通信運搬費として、11,126,469円を計上ください。
9	6. 業務の内容 (3) 機材調達および調達支援 業務指示書(P19)	コンサルタントが調達する機材(1,3)及び別見積りで提案するプロジェクト実施に必要な保存修復材料の調達に際し、調達数の多さ、複雑さ、タイムリーな現地への搬入の重要性から調達業務を専門とする外部機関に再委託することは可能でしょうか？	外部機関への再委託を可とします。必要経費を本見積に含めること。
10	6. 業務の内容 (3) 機材調達および調達支援 業務指示書(P19)	遺物の移送においては、その国宝級の価値から安全・確実さを最優先とすべきと考え、次の様に実施させて戴きたく、ご了解をお願いします。 「先ず、日本人が主体となり、日本の技術と材料で移送を行い、エジプト人にしっかり観察させ、作業手順・コツを学ばせる。その上で、残りの移送を日本人専門家の指導の下、エジプト人主体で行う」 上記提案は、下記事情を踏まえてのものです。 (1) GEMが本年5月6日～8日に開催したツタンカーメン・シンポジウムで、遺物の移送については、ICOM等が有する国際的知見を活用し、最善の手法を確立すべしと勧告されている。 (2) 配布資料の詳細計画策定調査の「団長所感」(P8、	対象遺物の移送を含めてすべての活動は、p.13「5(2)プロジェクトの対象範囲」に定義しており、共同ないし GEM 職員主体での実施となります。従って、日本側単独の移送は想定しておりません。

	<p>10) で、遺物損傷時の専門家の免責問題については、日本側主張は理解を得られそうな見込みだが、考古品の取り扱いに関するエジプト国内法の適用については譲歩しない構えであるとの趣旨が記載されている。</p> <p>なお、上記に基づく、日本人が主体となり日本の技術と材料で移送を行う作業は、国内再委託費として、見積もりに計上させて頂きたく、この点も、ご理解をお願いします。</p>	
--	--	--

以上